

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起算に當たるときは、その翌日)

一 区域及び期間

1

区域

森林計画区	鳥取森林	鳥取市	市町村名
倉吉区画	倉吉森林	倉吉市	北条町
松林の所在	松林の所在	松林の所在	松林の所在
一林班 (G 小班に限る。)、二林班 (K 小 班に限る。)、三林班 (L 小班に限 る。)、四林班 (M 小班に限 る。)、五林班 (N 小班に限 る。)、六林班 (O 小班に限 る。)、七林班 (P 小班に限 る。)、八林班 (Q 小班に限 る。)、九林班 (R 小班に限 る。)、十林班 (S 小班に限 る。)、十一林班 (T 小班に限 る。)、十二林班 (U 小班に限 る。)、十三林班 (V 小班に限 る。)、十四林班 (W 小班に限 る。)、十五林班 (X 小班に限 る。)、十六林班 (Y 小班に限 る。)、十七林班 (Z 小班に限 る。)	松林の所在	松林の所在	松林の所在

米子森林
計画区

四

森林計画区 鳥取森林 計画区	市町村名 鳥取市	松林の所在 一〇七林班(F小班に限る。)
----------------------	-------------	-------------------------

注
1

鳥取森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十七年二月

2 倉吉森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十四年（一月）鳥取県告示第百七十八号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。

3 米子森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十八年（二月）鳥取県告示第百六十三号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。

日吉津村
溝口町

大栄町	北条町	泊村	氣高町
林班 (C小班からJ小班に限る。)、二	J小班、M小班、N小班を除く。)、二林班、 だら、N小班(B小班、C小班、F小班、 だし、B小班を除く。)、三林班内の松林へ(A I小班、B小班を除く。)、四林班(C小班、 五林班(E小班からL小班、M小班に限る。)、 に限る。)	小班班(A小班に限る。)、一五林班(A小 班に限る。)、一八林班(A小班からC小 班に限る。)、一一林班(A小班、B小班 に限る。)	一林班(A小班に限る。)、一五林班(A小 班からC小班に限る。)、一八林班(A小 班からC小班に限る。)
林班 (F小班からD小班に限る。)	内J小班、M小班、N小班を除く。)、二林班、 だら、N小班(B小班、C小班、F小班、 だし、B小班を除く。)、三林班内の松林へ(A I小班、B小班を除く。)、四林班(C小班、 五林班(E小班からL小班、M小班に限る。)、 に限る。)	小班班(A小班に限る。)、一五林班(A小 班からC小班に限る。)、一八林班(A小 班からC小班に限る。)	一林班(A小班に限る。)、一五林班(A小 班からC小班に限る。)、一八林班(A小 班からC小班に限る。)

くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は当該樹木について地上からの薬剤による防除を実施すること。

小班に限る。)、一五林班 (A 小班から C 小班に限る。)、一八林班 (A 小班に限る。)、一林班 (A 小班に限る。)、一五林班 (A 小班に限る。)、一三林班 (A 小班、B 小班に限る。)、五一林班 (B 小班に限る。)、一一林班 (A 小班に限る。)、一三林班 (A 小班、B 小班に限る。)

四 その他必要な事項

三に掲げる措置については、

三に掲げる措置を行つた場合において、損失補償を受けようとする時は、別に定める申請書を一の2に定める期間経過後速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の2に掲げる期間内に三の措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、3の措置を行つた場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行つたとした場合にその者が受けるべきこととなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

倉吉森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十四年二月
鳥取県告示第百七十八号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森
林計画の林班番号である。

森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

一の1のイに掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受け
るおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について航
空機を利用して行う薬剤による防除を、同ロに掲げる区域内において松

鳥取県告示第四百四十八号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第五条第一

項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月十日

区城	鳥取県知事 西 尼 邑 次	森林計画区	鳥取画区	森林
市町村名				
三朝町				
東郷町				
青谷町				
鹿野町				
氣高町				
計画区森林	鳥取画区	森林	鳥取画区	森林計画区
倉吉区森林				

淀江町	大山町	名和町	倉吉市					
H班林班班小 小かへ内か班一 班らたのらを林 にFだ松O除班 限小し林小く内 る班。°にF一を 限二、林班 る班林く二、林 を班。°班だ一 六林班一内 の林松班一一内 林班四三のた A林松林松し小 七班内、班 林かAの五M 班ら小松林小H	内C内四四 の六七六四 松班松林林班 林に林班班林 限、四FB内 たる九林班、 だし、班、 A五六G内 小班林松班小 を班林班に班 除内、限 くの五るGA 松五、班、 林林班、班 五、限除 七B八、林 班班	小林班班班小 班かかか班一 からAHEH除 たる、四小班 だし、班、 A五六G内 小班林松班小 を班林班に班 除内、限 くの五るGA 松五、班、 林林班、班 五、限除 七B八、林 班班	丁除 一林班 からAHEH除 たる、二小班 班、に限M 限小る、班林 だし、班、 D林班、班 除内、限 くの五るGA 松五、班、 林林班、班 五、限除 七B八、林 班班	小林班班班小 班かかか班一 からAHEH除 たる、二小班 班、に限M 限小る、班林 だし、班、 D林班、班 除内、限 くの五るGA 松五、班、 林林班、班 五、限除 七B八、林 班班	大班く○林四三 くる班か一 しき、ら AD内だ林班 小小一のし 班六松、 をに四林A小 限林班、班 除内、限 くの五るGA 松五、班、 林林班、班 五、限除 七B八、林 班班	大班く○林四三 くる班か一 しき、ら AD内だ林班 小小一のし 班六松、 をに四林A小 限林班、班 除内、限 くの五るGA 松五、班、 林林班、班 五、限除 七B八、林 班班	大班く○林四三 くる班か一 しき、ら AD内だ林班 小小一のし 班六松、 をに四林A小 限林班、班 除内、限 くの五るGA 松五、班、 林林班、班 五、限除 七B八、林 班班	大班く○林四三 くる班か一 しき、ら AD内だ林班 小小一のし 班六松、 をに四林A小 限林班、班 除内、限 くの五るGA 松五、班、 林林班、班 五、限除 七B八、林 班班

岸本町
内の松林（ただし、D小班を除く。）

注 1 鳥取森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十七年二月鳥取県告示第二百八号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。

2 倉吉森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十四年一月鳥取県告示第百七十八号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。

3 米子森林計画区に係る松林の林班番号は、昭和五十八年二月鳥取県告示第百六十三号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の林班番号である。

期間

昭和五十八年六月一日から同年七月十日まで